

JPGA 日本グローバルアカデミー

2019 年度 10 月期生募集要項

日本語中級コース(1 年 6 月)

《出願資格》

以下の(1)～(4)の条件をすべて満たすもの

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了しているもの。
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 本校が留学に必要と認める日本語能力を有しているもの
- (4) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (5) 信頼のおける保証人を有する者

《募集人員》

34名

《出願受付》

申請者本人に関係する書類、滞在費・学費などの支弁能力を立証する書類を一括して出願期間内に提出してください。

《出願期間》

◆出願手続き◆

エントリー： 締切り 2019 年 4 月 15 日

HP: <http://jpga.co.jp/entry/> のエントリーフォームに必要事項を記入して送信してください。

出願書類受付： 2019 年 5 月 7 日まで

必要書類一式を PDF で送信してください。

(合格者のみ、次の申請手続きに進みます。)

◆申請手続き◆

申請書類の受付期間： 2019 年 5 月 13 日より 5 月 24 日まで

※都合により予定より早く受付を締め切ることがあります。

※申請書類の受付は 5 月 24 日必着とします。それ以降に到着した書類は受け付け出来ませんのでご注意ください。

◆出願書類の送付先◆

54-2, Nii Awaji City Hyogo Pref. Japan
Postal Code 656-1731

JPGA Japan Global Academy

TEL: 0799-70-7788

Name

A 申請者本人に関する必要書類

書類はこのリストのコピーを添付して提出すること。その際提出する書類のチェック欄に印(レ)をつけること。
また、書類は必ずこのリストの順番に並べること。

チェック欄	書類	枚数	備考
	1. 入学願書 (様式1)	1	
	2. 就学理由書 (様式2)	1	
	3. 写真 (4cm×3cm・脱帽・撮影後3ヶ月以内) ※大きすぎたり、小さすぎたりしないよう注意すること	3	裏面に名前・生年月日を記入すること
	4. パスポートの写し (写真・番号・発行年月日・有効期限・発行機関がわかるもの) ない場合は、身分証明書	1	出願時にパスポートがない場合は出国までに取得すること
	5. 卒業証明書(最終学歴のもの) 成績証明書	各1	
	6. 「NARIC」発行の学歴認証書	1	
	7. 日本語能力検定認定書の写し	1	受験申込書の写しも可。 後日結果を提出すること
	8. 日本語学習歴証明書の写し	1	
	9. 戸籍謄本	1	原本

B 経費支弁者に関する必要書類

※上記1～9の書類に添付して提出してください。

チェック欄	書類	枚数	備考
	1. 経費支弁書 (様式3)	1	
	2. 預金残高証明書、および銀行預金通帳の写し	各1	
	3. 在職証明書、会社営業許可書等	1	
	4. 納税・収入証明書等(会社発行) 納税・収入証明書、確定申告等(公的機関発行) (過去3年間の資金形成を立証できるもの)	1	どちらか1枚
	5. 戸籍謄本	1	本人の戸籍謄本に記載があれば必要なし
	6. 経費支弁者と申請人との関係を立証する書類	1	
	7. 身分証明書	1	
	8. 住民票の写し謄本	1	経費支弁者が日本在住の場合

《書類作成上の注意事項》

- (1) 全ての書類において修正液等で訂正することはできませんので、間違いのないようご記入ください。
- (2) 書類は全てA4サイズ、片面印刷で作成すること。また種類ごとにクリップで留めること。ホッチキスは使用しない。
- (3) 提出書類について本学から問い合わせる場合がありますので、提出書類のコピーをとって手元に保管しておいてください。
- (4) 申告や書類に虚偽が判明した場合は、たとえ学内選考に合格した場合でも不合格とします。
- (5) 本学の学内選考に合格した方のみ、入国管理局に在留資格認定許可の申請を行います。
- (6) 出願書類がそろっていても、学内選考で合格するとは限りません。
- (7) お預かりした書類につきましては原則として返却しません。もし返却が必要な書類がある場合は、出願時にお申し出下さい。
- (8) 全ての書類に記載する全ての情報(氏名、生年月日、入学・卒業年月、就業年月、住所、電話番号、所得額、納税額、署名、印鑑、戸籍謄本記載事項等)が必ず全てにおいて一致するよう注意して記入してください。
- (9) 卒業時の集合写真等は必要ありません。

《無効となる書類》

入学願書等の書類は大阪入国管理局神戸支局に提出する書類にもなりますので、以下の書類は無効になります。

1. 書類の発行日(または記入日)が、出願日より3か月以上前のもの
2. 字句などを修正液や二重線等で修正したもの
3. 発行日や発行者の署名・捺印等のないもの

《出願上の注意》

エントリーの際に受験番号を発行します。
それ以降の連絡は必ず受験番号と氏名によって行ってください。

《選考と合格発表》

選考方法

提出された書類(本校所定の入学願書・志望理由書・経費支弁書)、日本語能力判定テスト及び面接によって選考を行ないます。

合格発表

5月10日前後に、選考結果を通知します。
合格者には「合格通知書」を発行しますので、「合格通知書」を受け取ったら、在留資格認定証明書交付のための申請書類の発送準備を進めてください。

《在留資格認定証明書交付申請》

本校に入学を許可されたものは入国のビザを取得しなければなりません。入国ビザを取得するためには、本校の「入学許可書」のほかに、日本国法務省の発行する「在留資格認定証明書」が必要です。認定証の交付申請は、本校が大阪入国管理局神戸支局に対して行います。申請者が本校に提出した書類は全てその審査資料となります。

《入国準備》

パスポートの取得

出願時にパスポートのなかったものは、「入学許可証」を受け取り次第、パスポート取得の手続きを取って下さい。

入国ビザの取得

9月初旬に、「入学許可書」と「在留資格認定証明書」を送付します。これを在外日本公館に提示すると、入国に必要なビザが取得できます。在留資格認定証明書が交付され入学を認められた者は指定された期日までに、入学金108,000円および前期の授業料583,200円(合計691,200円)を下記の口座に振込んでください。

■振込先(カッコ内:英名)
みなと銀行 (THE MINATO BANK LTD.)
岩屋支店 (IWAYA Branch)
口座名義 福吉通商株式会社 (FUKUYOSHI INC.)
口座番号 (Account No.) 413-3278674
SWIFT Code; HSINJPJK

福吉通商株式会社(FUKUYOSHI INC.)
住所:兵庫県淡路市富島1145
富島ビル4階 〒656-1711
Address: Toshima Building 4th Floor,
1145, Toshima, Awaji City
Hyogo Pref. Japan
Postal Code: 656-1711

《認定証不交付の場合》

大阪入国管理局神戸支局の審査の結果、在留資格認定証明書が交付されないこともあります。この場合は希望の時期に来日できません。「認定証不交付のお知らせ」を受け取ったら、次の入学時期に再度入学を申し込むか、入学を取り消すか、連絡して下さい。

《学校納付金》

納付金	前期 (1年目)	後期 (2年目)	金額 (1年6月間合計)
入学金	108,000 円		108,000 円
授業料	583,200 円	291,600 円	874,800 円
設備費	32,400 円	16,200 円	48,600 円
教材費	32,400 円	16,200 円	48,600 円
合計	756,000 円	324,000 円	1,080,000 円

※設備費および教材費は月払いです。

納付金はすべて消費税(8%)を含みます。

《納付金の返還》

出願者は以下の条件により納入した納付金の返還を受ける事ができます。

- 入学金 本校都合により入学取り消しの場合 ⇒ 全額返還
 申請者本人の都合 ⇒ 返還なし
- 前期授業料 本校都合により入学取り消しの場合 ⇒ 全額返還
 出願者本人の都合 ⇒ 全額返還

日本入国後は、入学金、授業料を返還することはありません。

《奨学金制度について》

入学時の能力に応じて入学後 1 年間、下記の通り奨学金を毎月支給します。

日本語能力試験 取得級	支給額(月額)
N2	15,000 円
N3	10,000 円
N4	5,000 円

※日本語能力試験以外のテストは原則奨学金の対象とはなりません。

《その他の注意》

1. 指定の期日までに入学手続きをしない場合は、入学を許可しません。
2. 出願資格のうち、卒業見込み、修了見込みで受験し合格した者で、4月入学者は3月末日までに、10月入学者は9月末日までに卒業資格を取得できなかった者は、合格取消となり入学資格を失います。
3. 出願書類、在留資格申請にかかわる書類ならびに入学手続きの書類に不正な記載をした場合は、入学後でも合格取消となり入学資格を失います。この場合、入学金、授業料の返還は一切ありません。

※出願書類は封筒に入れ、必ず追跡可能な方法で送付し、送り状番号を連絡してください。

※出願書類は、出願締切日までに本校に必ず到着させてください。2019年4月期生より入国管理局への書類の追加提出が原則認められなくなりました。締切日は厳守してください。

※提出された書類は、提出を義務付けられている原本提出の物を除き、一切返却できません。また、指定された原本以外は原本での提出はしないでください。返却できません。